

少人数学級の編成の実現をはじめとする教職員定数改善 と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大により、文部科学省から発出された「学校の新しい生活様式」では、「密集」の回避（身体的距離の確保）として、「児童生徒の間隔を1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとるように座席配置を取ります。」と示されているが、現行の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」では、同法第3条第2項において、同学年の児童（生徒）で編制する学級の一学級の児童又は生徒の数の基準は40人と規定されており、かけ離れた状況が生じている。

さらに、3ヶ月に及ぶ休校による学びの遅れを取り戻すために、今まで以上に丁寧な学習指導・支援の必要性が生じている。加えて、長期休校、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会不安や家庭環境の変化などにより、ストレスを抱えながら生活している子供一人ひとりに、丁寧に関わりながら心のケアを進めていくことが求められる。

そして、社会全体における「新しい生活様式」とともに、恒常的な感染症対策を、学校における教育活動として、継続的に実施していく必要がある。

これらを実現し、子供たちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられるようにするためには、義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合を2分の1に復元し、少人数学級の編成の実現をはじめ、教職員定数改善のための財源を保障する必要がある。

よって、国においては、地方教育行政の実績を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするため、次の措置を講じられるよう強く要望する。


- 1 少人数学級の編成の実現をはじめとする教職員定数改善計画を早急に策定すること。
- 2 教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月5日

小田原市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣



あて